

令和6年11月15日（金）15時00分～
交通政策審議会海事分科会船員部会
第2回海上旅客運送業最低賃金専門部会

【前里労働環境対策室長】 ただいまから、交通政策審議会海事分科会船員部会第2回海上旅客運送業最低賃金専門部会を開催させていただきます。

私は、事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の前里でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、委員及び臨時委員総員6名中6名のご出席となりますので、船員部会運営規則第13条において準用する同規則第10条第1項の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

資料は9ページもので、各ページの右下に通し番号を振っております。不足等ございましたら、事務局までお申し付けください。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

野川専門部会長、司会進行、よろしく願いいたします。

【野川部会長】 それでは、議事を進めてまいりたいと存じます。

海上旅客運送業最低賃金の改正についてでございますが、前回の部会以降、労使でそれぞれ話し合いが蓄積されていたことと存じます。どちらからでも結構ですので、その成果をご報告をお願いいたします。

遠藤委員。

【遠藤委員】 遠藤です。よろしくお願いします。今、部会長のほうからお話ありましたが、数回、直接お会いする機会もありまして、話をさせていただいたのと、それから電話でも折衝等を本日まで続けてきたという状況でございます。その中で、やはり賃金を引き上げることは、前回1回目でもそうでしたけれども、共通して方向性としては同じですけれども、引き上げる金額の水準のところでなかなか折り合いがつかないという状況でございます。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。

使用者側から何か補足ございますか。山口委員。

【山口委員】 今、遠藤委員のほうから話ありましたとおり、ちょうど会う機会もありましたので、いろいろ意見交換をさせていただいたんですが、やはり今の業界の現状を考えると、あまり大きな、思い切ったことができないというところで、その水準という問題が合わないという部分で推移したという形になっております。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございました。

労使双方からご報告をいただきましたが、いまだ合意には至っていないとのことですので、引き続きこの場でご意見を伺いたいと存じます。いかがでしょうか。どなたからでも。

井上委員。

【井上委員】 全日本海員組合の井上です。よろしくお願いいたします。前回の専門部会での発言と重複するところもあると思うんですけれども、改めて今年度の最低賃金の改正についての考え方を述べたいと思います。

まず、陸上の最低賃金の時給が平均で51円と、過去最高額の大幅な改善がなされております。これは類似の労働者の賃金であったり、支払い能力だったり、物価指数の動向などを十分考慮して大幅な改善がなされたものと考えております。やはりこの業界を残すために、必要最低限の改善ではなくて、これまでにない大幅な改善が必要であるということを認識していただければと思います。また、この業界において喫緊の課題となっております後継者の確保育成というところでは、やはり陸上より改定額が劣ってしまえば、どうしても人手を確保する競争において厳しくなってくるという状況が考えられます。もちろん各社各様でいろんな状況があるとは思いますが、今年については大幅な改善というところでお願いできればと思います。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございました。

関委員、お願いします。

【関委員】 ハートランドフェリーの関です。よろしくお願いいたします。私どもの中小離島の労務の対策委員会が先日あったんですけれども、今年度につきましては、ほぼ9割の船社がコロナ前の輸送量の7割から8割しか回復していないということで、厳しい経営状況が続いております。最低賃金の改正には、もちろん一定の理解は示しているところですが、その割合によってはさらに厳しい経営状況に追い込まれるおそれがあるという

意見がほとんどでございまして、私自身も今日につきましては大きな責務を感じてこの場にいる次第でございます。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。大幅な上昇、増額を希望する労働側と、それから、なかなか業界の経営状況が厳しいということから、増額そのものについては了解できても、その幅についてなかなか一致することができないという使用者側とのご意見を承りました。

加えてこの場で何かございますでしょうか。山口委員。

【山口委員】 阪九フェリーの山口です。よろしくお願いします。先月の第1回目の部会の後、いろいろな方から意見を聞いたり、書物を読んだりとか、いろいろ勉強させてもらいました。実際、他業種の賃上げの状況とか、国が抱えています1,500円の目標、そういうものとか、あと実際、海運業界の人材不足という問題を考えると、最低賃金のアップというのは仕方ないという考えも出てくるのかなという気持ちは持っております。ただ、これは前回1回目の話とダブるところがあるんですが、今の現状というところで、全体として話をちょっとさせていただきたいと思います。

現在、激変緩和措置という形で補助金を受けております。これを受けているのに関わらず、令和5年度の旅客船協会の調査では65%の事業者が赤字です。2024年問題とか、今年に入りましてインバウンド景気とか、少しよくなっているという部分もあるかもしれませんが、それが全ての事業者ではないというところ。この激変緩和措置の補助金のインパクトというのが、軽油で計算したんですが、今年の4月から10月第3週までの平均でいうと、1リッター当たり21.9円です。これは全体の燃料コストの12.4%です。この激変緩和措置の年内終了というアナウンスが今、出ております。これはまだどうなるかという部分は、思っているところはあるんですが、それに加え円安傾向、それと原油高が燃料コストの大幅アップにつながって、今以上に経営圧迫、事業の継続という部分に問題が出てくるのではないかと考えております。あと、多くの業界、いろいろな業界の中では、人件費とかコストが上昇したということで、値上げがいろいろな部分で行われています。本当に昼のお弁当一つにしても、今までワンコインで買っていたものが600円、700円になったりとか、そういう時代になってきております。そのような時代なんですが、実際、離島航路など生活航路においてはそれもままならない状況、できていないという状況があります。そういう事業者もあるということをひとつ考慮していただけたらと思っております。

それと、中長期的な事業継続に影を落とすという内容もありますが、それが、今の全体の船舶所有者のうちの約4割の事業者が使用船舶の代替時期が過ぎた状態で運航されております。確かに今現在、船価は過去にないほど高止まりをしているという状態になっていますが、これに加えて運航にかかるコストが上昇することによって資金調達ができないという状態。代替する船が造れない。その船の安全が保てないということになった場合には、事業を継続すらできない。特にそれが生活航路というところでは大きな問題になってくるのかなという気がしております。

このような状況を加味した形で、業界の未来を考えた上での、しっかりとした金額の折り合いがつけばと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。ほかにこの場でご意見ございますでしょうか。
遠藤委員。

【遠藤委員】 今、それぞれ使用者側委員からのご発言がありましたけれども、そこには働く船員が当然必要にもなってくるというのが、まず述べさせていただきたいと思いますし、そこで働く船員は昨今の物価上昇で、先ほど物の値段が上がっているという話がありましたけれども、自分の生活だけではなく、家族もいらっしゃる方もいますでしょうし、生活を支えていかないといけないということもございますので、置かれている状況等も十分に加味していただければそれなりの賃上げの水準が必要になってきます。

ただ、資料を拝見し以前から言っているとおりに、最低賃金は目標の賃金ではありませんので、最低賃金のぎりぎりのところでやっているところがまず問題だと思っておりますが、いずれにしても何かしらの折り合いを労使で合意をして、解決を図りたいというふうに思います。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。るるご意見を承ってまいりましたが、そろそろ双方のご意見について歩み寄りを進めてまいりたいと存じます。今日で2回目ですので、今日いずれにせよ決着をつけなければなりません。そのための方向性を見いだすべく、一旦この場をクローズして、労使間で言えば最後の詰めの話合いということをしていただきたいというふうに存じます。あまり時間は取れませんが20分程度でお願いしたいと存じます。

毎回のことですが、私からお願いしたいのは、やはりせつかく労使主体で最低賃金額とい

う国の制度を決めるという方向が設置されているこの制度でございますので、それを十全に生かして、どうか労使の間で最低賃金額を合意していただきたい。それを示していただきたいというのが一つ。

それから、2つ目が、そのためには、どちらかが勝ったということではなくて、双方ができるだけ歩み寄るという事を進めていただいて、最終的にはもう痛み分けというような形でも結構ですので、そんな形でとにかく合意形成に向けて努力をしていただきたいというように存じます。

それでは、よろしくお願いいたします。

(中 断)

【野川部会長】 お疲れさまでした。それでは、お話合いの結果につきまして、どちらからでも結構ですので、ご報告をお願いいたします。

遠藤委員。

【遠藤委員】 時間をいただきましてありがとうございます。しかしながら、労使で解決に向けて、縷々、それぞれ鋭意折衝等、重ねてまいりましたけれども、やはり金額の水準のところで折り合いがつかなかったという状況になっております。

以上です。

【野川部会長】 使用者側から補足することはございますか。

山口委員。

【山口委員】 今、遠藤委員からありましたとおり、使用者、船主側からすれば、いろいろな会社を背負ってきているということで、全てを網羅した形での水準というのがなかなか出ませんでしたので、ちょっと話が止まった状態になっております。

以上です。

【野川部会長】 それでは、なおも合意に至らないということでございますので、よろしければ、公益委員の側から何がしかの提案をさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 ありがとうございます。それでは、一旦この場をクローズいたしまして、別室にて個別に労使双方のご意見をお聞かせいただき、その内容を踏まえて提案をさせていただくと、こういう形で進めていきたいと存じます。

ご意見の聴取は労使それぞれにつき10分程度を目安に考えておりますので、よろしく

お願いいたします。

なお、議論の整理をするために事務局も同席をしていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。では、そのような形で進めてまいります。用意をお願いいたします。

(中 断)

【野川部会長】 どうも長時間にわたり、本日はお疲れさまでした。

それでは、労使双方からのお話を伺い、公益委員で話し合った結果のご提案を申し上げたいと存じます。今年に関しましては、職員、事務職員、部員、全て同額の9,000円ということにさせていただきます。これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 ありがとうございます。それでは、改めて申し上げます。最低賃金の改正につきましては、職員を9,000円引上げ、事務部職員を9,000円引上げ、部員を9,000円引き上げて、適用する船員に係る最低賃金額の職員、25万5,750円を26万4,750円に、それから、事務部職員20万750円を20万9,750円に、部員19万2,900円を20万1,900円にそれぞれ改正することが適当であるとの結論とし、船員部会に報告したいと存じます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、最低賃金の改正に関わる審議は全て終了いたしました。皆様の大変なご尽力によりまして無事終了いたしましたことを厚くご礼申し上げます。

では、これにて海上旅客運送業最低賃金専門部会を終了といたします。お疲れさまでした。

—— 了 ——